

さいたま市大宮盆栽美術館ロゴマーク使用等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市大宮盆栽美術館ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合及びロゴマークを使用する商品についてさいたま市大宮盆栽美術館グッズ（以下「グッズ」という。）として認証を受ける場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を申請することができる。

- (1) さいたま市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と市長が認めた場合

(グッズの認証申請)

第3条 前条の規定による申請を行う者は、当該申請に併せて、ロゴマークを使用した物を商品として販売する場合に限り、グッズの認証を申請することができる。

(検討委員会の設置)

第4条 市長は、第2条及び前条の規定による申請に関する調査及び検討をする機関（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の運営等については、別に定める。

(ロゴマークの使用等の申請に係る手続)

第5条 ロゴマークを使用する者又はグッズの認証を受ける者は、必要な書類を添付した上で、ロゴマーク使用等承諾申請書（様式第1号、以下この条において「申請書」という。）を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 市長は、申請書の提出があった場合には、その内容が第2条各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用又はグッズの認証を承諾するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による承諾をする場合には、あらかじめ検討委員会に意見を聴くことができる。

- 4 市長は、申請書を提出した者に対し、承諾をしたときはロゴマーク使用等承諾通知書（様式第2号）を、当該承諾をしなかったときはロゴマーク使用等不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（承諾内容の変更）

第6条 ロゴマークの使用又はグッズの認証についての承諾を受けた者（以下「受諾者」という。）は、当該承諾を受けた内容を変更しようとするときは、ロゴマーク使用等変更申請書（様式第4号、以下この条において「変更申請書」という。）を市長に提出し、変更承諾を受けなければならない。

- 2 市長は、変更申請書の提出があった場合には、変更の内容が第2条各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用又はグッズの認証の内容の変更を承諾するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による承諾をする場合には、あらかじめ検討委員会に意見を聴くことができる。
- 4 市長は、変更申請書を提出した者に対し、第2項の規定による承諾をしたときはロゴマーク使用等変更承諾通知書（様式第5号）を、当該承諾をしなかったときはロゴマーク使用等変更不承諾通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（遵守事項）

第7条 受諾者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) さいたま市大宮盆栽美術館ロゴマークデザインマニュアルに定めるデザインを使用すること。
 - (2) 事前に見本を提出すること。この場合において、見本の提出が困難であると認められるものについては、見本を写した写真を提出すること。
- 2 受諾者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承諾を受けた用途のみに使用すること。
 - (2) 毎年、ロゴマーク使用商品等販売状況報告書（様式第7号）を提出すること。
（グッズの認証を受けた物に限る。）
 - 3 市長は、前2項に掲げるもののほか、必要があると認めるときは、ロゴマークの使用及びグッズの販売について条件を付すことができる。

（権利設定の禁止）

第8条 受諾者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受諾者は、その承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(受諾者の違反等に対する取扱い)

第10条 市長は、受諾者が第7条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に定める事項に違反したときは、その承諾を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承諾を取り消された受諾者に対して、ロゴマーク使用承諾取消通知書(様式第8号)を速やかに交付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により承諾を取り消された受諾者に損害が生じても、その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。